

政策研究大学院大学教授

岩間陽子

いわま ようこ 一九九七年京都大学大学院法学研究科博士課程修了。博士(法学)。専門は国際政治、欧州安全保障。著書に『核の一九六八年体制と西ドイツ』『ドイツ再軍備』など。

象徴としての米国の核
拡大抑止をめぐるNATOの葛藤

——昨年三月の故安倍晋三首相の発言をきっかけに、日本で「核共有」が話題になりました。

岩間 日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すなかで、北大西洋条約機構(NATO)が行ってきた核共有に注目が集まりました。しかし、その制度について必ずしも正確に理解されておらず、核共有という言葉が一人歩き

した感があります。

——そもそもNATOの核共有とはどのような制度でしょうか。

岩間 その問い自体が、本書の中心的な問題意識です。かつて私がドイツに滞在していた二〇〇〇年頃、NATO関係者が核共有をいかにも誇らしげに語る姿をよく目にしました。他方で左派の人たちは、核共有が核兵器不拡散



核共有の現実

—NATOの経験と日本

岩間陽子・編著

信山社 / 2023年 / 4620円

条約(NPT)違反だと批判します。

一体この制度はいかなるものなのか、NPTとどのような関係にあるのか。それを考えるために、本書の土台となった研究会を二二年に立ち上げました。本書はその研究会の集大成であり、われわれなりの「解答」です。

核共有というと、核兵器自体を何分の一かずつ分け合っ持つ——いわば

自国も限定的ながら核兵器国になれる、当然核使用に関する決定権もその範囲内で持てる、そういうイメージです。しかし実態はそうではありません。

現在の核共有とは、戦時においてNATOで戦術核兵器の使用が決定されれば、米国が前線で保管している核兵器を同盟国に供与し、同盟国がそれを自国の運搬手段に載せて使用するという制度です。核兵器そのものは、一〇〇%米国のものです。いわば、戦争が始まれば核を貸してもらえる「レンタル予約」のようなものです。ただし、必要なときに必ず核を使用できる保証はありません。あくまでレンタル屋(米国)の気持ち次第。究極的には、同盟国が核兵器の使用を望んでも、米国が拒否すれば、使われることはありません。反対に、米国は同盟国の反対を受けようともし、NATOの枠外で自国の核兵器を使用することができません。

また核共有されているのは、地上配備の戦術核のみであり、潜水艦配備のものや、戦略核兵器が共有対象になったことは一度もありません。

——それで拡大抑止は機能しますか？

岩間 同盟国に「アメリカの核の拡大抑止は頼りにならない」と思われたら、NATOが成り立たないだけでなく、結果として核兵器の拡散を招きかねません。したがって現在は、戦術核のオペレーションへの同盟国の参加を確保する制度として核共有があるのと同時に、核に関する政策や意思決定に全ての同盟国が関与するシステムとして「核協議」制度が並立していますし、定期的に核使用の演習が行われ、幅広い同盟国が参加します。

——このようなシステムができるまでには紆余曲折があったと思います。

岩間 そこはぜひ本書を繙いてみてください。

ださい。一九五〇〜七〇年代を中心に、

核の拡大抑止に関するさまざまな構想が生まれながら、現在の姿に収斂されるプロセスが、多様な視点から描かれています。読み進めるなかで、核共有とは純粹に軍事的合理性から生み出された制度というよりは、ヨーロッパ防衛に米国がコミットするのだというシンボリックな意味合いが強いものだと思います。

——NATOの経験は日本にどのような生かせるでしょうか。

岩間 日本で核共有に関心が集まった背景の一つには、米国の拡大抑止に対する不安があるのだと思います。核兵器に関して真剣な議論がなされるのは、歓迎すべきことです。しかし核兵器は決して万能薬ではなく、その効果には強い「副作用」があります。NATOの核共有をめぐる制度を多面的に考察することが、健全な安全保障論議に資すれば、嬉しく思います。●